

貯留機能を有する土地の指定促進を図りたい

No.66

国土交通省

税制優遇

支援の名称

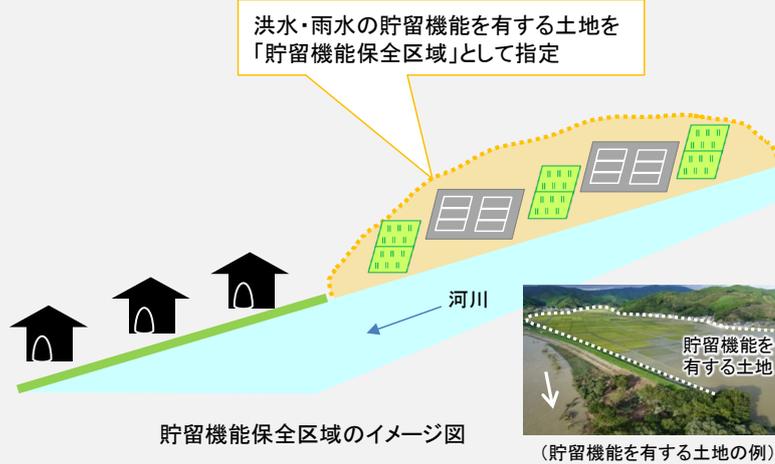
貯留機能保全区域の指定に係る特例措置

制度の
趣旨・背景

河川の流域には、河川沿いの低地や窪地等、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を面的に有し、流域における浸水の拡大を抑制する効用が発揮されている土地を有している場合があります、将来にわたってその機能を維持していくことが期待されるものも多い。

このため、特定都市河川浸水被害対策法の改正により、そのような土地が元来有している貯留機能を可能な限り保全するため、都道府県知事等が「貯留機能保全区域」として指定できる制度が創設された。

貯留機能保全区域の指定に当たっては、土地所有者の同意が必要であり、盛土等の貯留機能を阻害する行為に対し制約を課すこととなることから、インセンティブを高めるための負担軽減措置として税制による支援を講じることにより、区域の指定促進を図る。



制度の
内容

■特例措置の内容

貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とします。

■特例期間

3年間（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

対象と
なる方

貯留機能保全区域の指定を受けた土地の所有者

問い合わせ
先など

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課
TEL： 03-5253-8455